

Microsoft365ライセンス契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、Microsoft365ライセンスに関して、次のとおり契約を締結する。

第1 契約の対象となる品名、規格及び数量は次のとおりとする。

- (1) 品名 Microsoft365ライセンス
- (2) 規格 仕様書のとおり
- (3) 数量 186本

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

契約金額 金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円）
契約保証金 金_____円 ※契約額の100分の5以上の金額又は免除

第3 ライセンスの納入場所及び契約期間は、次のとおりとする。

- (1) 納入場所 岩手県立総合教育センター（岩手県花巻市北湯口第2地割82番1）
- (2) 契約期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）12月間

第4 乙は、ライセンスを納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して10日以内に、検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いのうえ、当該ライセンスを検収するものとする。

第5 甲は、ライセンスの納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約額を支払うものとする。

第6 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、契約額の支払を遅延した場合には、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年_____パーセント（注1）の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

注1 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

第7 本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第8 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までにライセンスを納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年_____パーセント（注2）の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

注2 令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

第9 甲は、乙が実施した本業務の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、契約額の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第10 甲は、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第11 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更、若しくは一時中止させることができる。この場合において、本契約の数量若しくは契約額を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

第12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

第13 第10又は第12の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第13 第10又は第12規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約額の100分の5に相当する金額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、第5による契約額の支払があった後においても適用するものとする。

第14 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第15 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の契約額の支払による弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

第16 乙は、本業務の実施にあたって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了後及び契約解除後も同様とする。

第17 乙は、本業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

第18 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲
岩手県
契約担当者
岩手県立総合教育センター
所 長 佐々木 寛

乙